

# 山口市高齢者対策推進会議設置要綱

## (目的)

第1条 山口市における総合的な高齢者保健福祉の推進を図ることを目的とした「山口市高齢者対策推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及び他の部門計画に係る高齢者対策の企画及び立案に関する事。
- (2) 高齢者保健福祉に係る施策の総合的推進に関する事。

## (組織)

第3条 推進会議は、経営会議の主宰・構成員をもって組織する。

## (幹事会)

第4条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、健康福祉部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の関係職員の出席を求めることができる。
- 6 幹事会は、議長の命を受けて次に掲げる事務を処理する。
  - (1) 高齢化の進展に伴う諸課題の調査・研究
  - (2) 推進会議に提出する高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画及びその他の部門計画の原案の作成
  - (3) 高齢者保健福祉の総合的かつ具体的な推進に関して必要な事項

## (関係者の出席)

第5条 推進会議及び幹事会の会議に、必要に応じ関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

## (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、健康福祉部高齢福祉課及び健康福祉部介護保険課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(阿東町の編入に伴う特例)

2 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町高齢者対策推進本部設置要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

総務部	防災危機管理課長
	収納課長
総合政策部	企画経営課長
	財政課長
	広報広聴課長
地域生活部	協働推進課長
	生活安全課長
	人権推進課長
経済産業部	ふるさと産業振興課長
都市整備部	建築課長
健康福祉部	地域福祉課長
	高齢福祉課長
	介護保険課長
	障がい福祉課長
	健康増進課長
	指導監査課長